

三重県公報

令和2年3月24日(火)

第 91 号

毎週火・金曜日発行

		 目			
(番号)	(題		<u></u>	(担当)	(頁)
	企業庁管理規程				
3	三重県企業庁会計年度任 程	用職員の任用	、勤務条件及び身分取扱いに関する	る規 (企 業 庁)	2
	告 示				
167	兼用工作物の管理の方法	に係る協議が	成立した旨及びその関係図面の縦り	覧 (河川課)	9
168	地方公営企業法施行令第	26条の4第1項	の規定による使用料の徴収事務の多	委託 (下水道経営課)	9
	内水面告示				
1	第五種共同漁業権に係る	令和2年度目標	票增殖量	(内水面漁場管理委 員会)	9
	公告				
	浄化漕法の規定による指	定検査機関の	指定	(大気・水環境課)	10
	土地改良事業計画の変更	を適当と決定	した旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	11
	換地処分を行った旨			(同)	11
	河川整備計画を定めた旨	及びその関係	図書の縦覧	(河川課)	11
	土地区画整理組合の理事	が就任した旨	の届出	(都市政策課)	11
	土地区画整理組合の定款	の変更認可		(同)	12
	土地区画整理組合の事業	計画の変更認	II	(同)	12
	都市計画の図書の写しの	縦覧		(同)	12
	同件			(同)	13
	特定調達公告				
	一般競争入札を行う旨			(教育委員会)	13
	同件			(同)	16
	同件			(同)	19

企業庁管理規程

令和二年三月二十四日三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程をここに公布します。

三重県企業庁長 山 神 秀 炊

三重県企業庁管理規程第三号

三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程

(顧加)

び身分取扱いに関して必要な事項を定める。会計年度任用職員」という。)の任用、勤務時間その他の勤務条件及会計年度任用の職を占める職員(以下「会計年度任用職員」という。)の任用、勤務時間その他の勤務条件及方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二条の二第一項第一号に掲げる第一条 この管理規程は、他の条例及び管理規程に特別の定めがあるものを除くほか、三重県企業庁における地

(羅)

- 職務は職務欄に定めるとおりとする。第二条 会計年度任用職員の職については、別表第一の職欄に掲げる職を組織欄に掲げる組織に置き、その職の第二条 会計年度任用職員の職については、別表第一の職欄に掲げる職を組織欄に掲げる組織に置き、その職の
- 別に定める。2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の職については、三重県企業庁長(以下「庁長」という。)が

(年用)

- 第三条会計年度任用職員は、選考により採用する。
- るものとする。2 前項の選考は、選考される者に係る当該職務の遂行能力を、職に応じて定める選考の基準に照らして判定する
- σ 前項に定める選考の基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - として職務を適切に遂行するための意欲及び能力一 行政事務支援員 公務員としての心構え、会計年度任用職員としての基本的な能力並びに行政事務支援員
 - めの意欲及び能力力、当該会計年度任用職員に必要とされる知識、技能、資格又は経験並びに当該職務を適切に遂行するたこ 前号に定める職以外の会計年度任用職員 公務員としての心構え、会計年度任用職員としての基本的な能
- かに該当する場合は、この取りでない。4 会計年度任用職員の採用に当たっては、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれ
 - | 職務の遂行に必要とされる知識、技能、資格又は経験の内容から公募により難い場合
 - 1 職場の所在地が離島その他のへき地であること等から公募により難い場合
 - 三 採用の緊急性等の事情から公募により難い場合
 - 四 公募による必要がないときとして庁長が別に定める場合
- に当たって次の各号に定める事項を記載した書面を交付その他の方法により明示するものとする。条第一項第一号の所長又は同条第二項第一号のセンター長をいう。以下同じ。)は、会計年度任用職員の募集規程」という。) 第六条第二項第一号の課長又は同項第二号の担当課長、事業所においては、組織規程第十一日 所属長(本庁においては、三重県企業庁組織規程(昭和四十九年三重県企業庁管理規程第一号。以下「組織
 - 一 任期に関する事項
 - 二 勤務場所及び従事する職務の内容に関する事項
 - 三 始業及び終業の時刻、時間外勤務の有無、休憩時間、休日、休暇等に関する事項
 - 四 報酬の額に関する事項
 - エ 社会保険及び労働保険の適用に関する事項
 - 大 その他募集に当たって明示する必要がある事項
- ない。 ら 所属長は、会計年度任用職員の任用に当たって次の各号に定める事項を記載した書面を交付しなければなら
 - 一 任期に関する事項
 - 二 再度の任用を行う場合の基準に関する事項
 - 三 勤務場所及び従事する職務の内容に関する事項

- 四 始業及び終業の時刻、時間外勤務の有無、休憩時間、休日、休暇等に関する事項
- 五 報酬の決定、計算及び支払の方法、報酬の締切及び支払の時期に関する事項
- 大 社会保険及び労働保険の適用に関する事項
- 七 退職に関する事項 (失職又は免職の事由を含む。)
- 人 その他採用に当たって明示する必要がある事項
- りる。 了 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で庁長が定
- 実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。8 庁長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務
- ればならない。

 り 所属長は、会計年度任用職員の任用に当たって、会計年度任用職員任用通知書(第一号様式)を交付しなけ
- (勤務時間) 「動務時間) 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職員の募集、選考及び任用に係る事項は、庁長が別に定める。
- 年度任用職員の任期を通じて一週間当たり二十九時間以内とする。第四条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一日につき七時間四十五分を上限として、当該会計
- を基本として所属長が定める。2 前項の勤務時間は、別表第二の一日の勤務時間欄に掲げる勤務時間及び一月の勤務日数欄に掲げる勤務日数
- 年度任用職員については、庁長に協議の上、勤務時間を別に定めることができる。3 所属長は、前二項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある会計

(勤務日及び勤務時間の割振り)

- ではない。 庁長と協議して四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の週休日を設ける場合には、この限り要により、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設けることが困難である会計年度任用職員について、一 四週間ごとの期間につき八日以上の週休日を設けること。ただし、職務の特殊性又は当該所属の特別の必第五条 所属長は、次に定めるところにより、会計年度任用職員の勤務日及び勤務時間を割り振るものとする。
 - 二 勤務日が引き続き十二日を超えないこと。
 - 三一回の勤務に割り振られる勤務時間が十五時間三十分を超えないこと。

(始業の時刻等)

第六条 会計年度任用職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、所属長が定める。

(時間外勤務)

る勤務時間をいう。)以外の時間において会計年度任用職員に勤務をすることを命じることができる。第七条 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間(第四条及び第五条で定め

(育児又は介護の時間外制限等)

用する。める肯児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準第七条の二に定める育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに服務規程第七条の三に定第八条 三重県企業庁職員服務規程(昭和四十九年三重県企業庁管理規程第四号。以下「服務規程」という。)

(休暇の種類)

第九条 会計年度任用職員の休暇の種類は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

- 年次休暇の付与日数欄に定める日数を付与するものとする。職員に対して、別表第三の一週間の勤務日数欄に掲げる区分又は一年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、第十条 年次休暇は、採用の日から起算して六月間継続して勤務し、全勤務日の八割以上出勤した会計年度任用
- 付与しないものとする。 おいて出勤した日数が全勤務日の八割未満である者に対しては、当該初日以後の一年間においては年次休暇をすいて出勤した日数が全勤務日の八割未満の期間を生じたときは、当該期間)の初日の前日の属する期間にに掲げる日数を付与するものとする。ただし、継続して勤務した期間が六月を超えて継続して勤務する日から初の採用の日から起算して、継続して勤務した期間の項に掲げる期間の経過した日に、年次休暇の付与日数欄年次休暇は、別表第四の一週間の勤務日数欄に掲げる区分又は一年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、当日 再度の任用により、当初の採用の日から起算して一年六月以上継続して勤務した会計年度任用職員に対する

- 与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。 3 年次休暇は、会計年度任用職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季に年次休暇を
- た日から一年以内に」と読み替えるものとする。この場合において、同条第一項中「一月一日から十二月三十一日までの間に」とあるのは「年次休暇を付与し4 会計年度任用職員の庁長による年次休暇の時季指定については、服務規程第十二条の三の規定を準用する。
- に繰り越すことができる。5 年次休暇(この項に定めるところにより繰り越されたものを除く。)は、二十日を限度として、次の一年間5

- 暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。る期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休第十一条 会計年度任用職員には別表第五の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定め
- (介護休暇) める産前休暇及び産後休暇を除く。)の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇 (同表に定2 会計年度任用職員には別表第六の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給
- るものとする。 る。)の介護休暇について準用する。この場合において、同項中「六月」とあるのは「九十三日」と読み替え与条例」という。)第十九条第二項の介護休暇に関する規定は、会計年度任用職員(庁長が別に定める者に限第十二条 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号。以下「給
- 2 前項に定める介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

- は、当該域じた時間)」と読み替えるものとする。 度任用職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合る。)の介護時間について準用する。この場合において、同項中「二時間」とあるのは「二時間(当該会計年第十三条 給与条例第十九条第二項の介護時間に関する規定は、会計年度任用職員(庁長が別に定める者に限
- 2 前項に定める介護時間は、無給の休暇とする。

(育児休業及び部分休業)

第一号)の適用を受ける会計年度任用職員の例による。第一号)の適用を受ける会計年度任用職員の同に休業及び部分休業は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第十四条(会計年度任用職員の育児休業及び部分休業は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例

(木限の手続)

- (服務) 第十五条 会計年度任用職員の休暇の請求及び承認については、服務規程の適用を受ける職員の例による。
- 場合は、あらかじめ、庁長に届け出るものとする。第十六条 会計年度任用職員は、営利企業(法第三十八条第一項に定める「営利企業」をいう。)へ従事等する
- 2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の服務に関し必要な事項は、庁長が別に定める。
- 項その他人事評価に関する事項は別に定める。第十七条 会計年度任用職員の人事評価(法第二十三条に定める人事評価をいう。)の基準及び方法に関する事

(社会保険等)

用については、法令及び他の条例の定めるところによる。第十八条 会計年度任用職員の社会保険、労働保険又は公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償の適

(声例)

る。第十九条 所属長は、会計年度任用職員が業務に必要な能力の開発に係る研修を受講できるよう努めるものとす

(特殊事情による取扱い)

ができる。第二十条 所属長は、この規程により難い特殊事情がある場合は、庁長の承認を受けて別に取扱いを定めること

(その色)

第二十一条 この規程に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務条件その他必要な事項は別に定める。

室 宝

- 1 この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。ただし、汝項の規定は、公布の日から施行する。
- きる。 3 会計年度任用職員の職の決定その他任用に係る準備行為は、この管理規程の施行前においても行うことがで

別表第1(第2条関係)

職	組織	職務
行政事務支援員	本庁の課及びプロジェクトチ ーム並びに事業所	職員の指揮のもとに内部事務又は特定の事務の一 部を処理する。

別表第2(第4条関係)

1日の勤務時間	1月の勤務日数	参考
7 時間 45 分	16 日	1 週間の勤務時間 28.6 時間 1 年間の勤務日数 192 日
7 時間 15 分	17 日	1 週間の勤務時間 28.4 時間 1 年間の勤務日数 204 日
6 時間 45 分	18 日	1 週間の勤務時間 28.0 時間 1 年間の勤務日数 216 日

備考 1週間の勤務時間の計算は、年間52週で計算を行う。

別表第3(第10条関係)

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	年次休暇の付与日数
5 目以上	217 目以上	10 日
4 日	169 日から 216 日まで	7 日
3 日	121 日から 168 日まで	5 日
2 日	73 目から 120 日まで	3 日
1日	48 日から 72 日まで	1 日

備考

- 1 「5 日以上」には、1 週間の勤務日数が 4 日以下で、かつ、1 週間の勤務時間が 29 時間以上のものを含む。
- 2 「全勤務日の8割以上出勤」については、服務規程の適用を受ける職員の例による。

別表第4(第10条関係)

1週間の 勤務日数	1年間の 勤務日数	継続して 勤務した 期間	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月 以上の 各年6月			
		別則		年次休暇の付与日数							
5 目以上	217 日以上		11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日			
4 日	169 日から 216 日まで		8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日			
3 日	121 日から 168 日まで		6 日	6 日	8 目	9 日	10 日	11 日			
2 日	73 目から 120 目まで		4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日			
1 日	48 日から 72 日まで		2 日	2 目	2 目	3 日	3 日	3 日			

備考

- 1 「5 日以上」には、1 週間の勤務日数が 4 日以下で、かつ、1 週間の勤務時間が 29 時間以上のものを含む。
- 2 「全勤務日の8割以上出勤」については、服務規程の適用を受ける職員の例による。

別表第5(第11条関係)

区分	事由	期間
公民権の行使	会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を 行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ない と認められるとき	必要と認められる期間
官公署出頭	会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等 として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公	必要と認められる期間

	署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得 ないと認められるとき	
	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに 該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度 任用職員が勤務しないことが相当であると認められる とき	
災害による現 住居の滅失又 は損壊	イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊し た場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等 を行い、又は一時的に避難しているとき	7日の範囲内の期間
	ロ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同 一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著 しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以 外にはそれらの確保を行うことができないとき	
災害等による 出勤困難	会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又 は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難 であると認められる場合	必要と認められる期間
退勤途上の危 険回避	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等 に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体 の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない と認められる場合	必要と認められる期間
忌引休暇	会計年度任用職員の親族(庁長が別に定める親族に限る。)が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	庁長が別に定める期間
結婚休暇	会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務 しないことが相当であると認められるとき	庁長が別に定める期間内における連続する 5 日の範囲内の期間
妊 産 婦 の 休 息・補食	妊娠中の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健 康保持に影響があると認められる場合	勤務の間、適宜休息し、又は補食するため に必要な時間
夏季休暇	会計年度任用職員(庁長が別に定める者に限る。)が、夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の 6 月から 9 月までの期間内における、庁長が定める日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

別表第6(第11条関係)

区分	事由	期間
産前休暇	6 週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14 週間) 以内に 出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出 た場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
保育時間	生後1年に達しない子(服務規程第7条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項、子の看護の項、短期介護の項及び骨髄等ドナーの項において同じ。)を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間 (男子の会計年度任用職員にあっては、その子のいて民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立にのいて家庭裁判所に請求した者 (当該請求したる家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により 5 号に規定する養子縁組里親である者 1 号に規定する養育里親である者 (同士名)第 27 条第 4 項に規定する者の意に反する策 27 条第 4 項に規定する者の意に反する策 27 条第 4 項に規定する者の意に反する策 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する者に限る。) を含む。) が当に規定するとができない者に限る。) を含む。) を含む。) を外間とする日における当該休暇 (これに制当する休暇を含む。) を承認され、又は労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)第 67 条の規定

		により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員(庁長が別に定める者に限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして庁長の定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、庁長が別に定める時間)の範囲内の期間
短期介護	次に掲げる者(ハに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の庁長の定める世話を行う会計年度任用職員(庁長が別に定める者に限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母ロ祖父母、孫及び兄弟姉妹ハ会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者で長の関係にあると認められる者で庁長の定めるもの	一の年度において 5 日(要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、庁長の定める時間)の範囲内の期間
生理日の就業 困難	女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著し く困難なため勤務しないことがやむを得ないと認めら れる場合	必要と認められる期間
妊産疾病	女子の会計年度任用職員が母子保健法(昭和 40 年法 律第 141 号)の規定による保健指導又は健康診査に基 づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得な いと認められる場合	必要と認められる期間
公務上の傷病	会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養 する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない と認められる場合	必要と認められる期間
私傷病	会計年度任用職員(庁長が別に定める者に限る。)が 負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務し ないことがやむを得ないと認められる場合(「生理日 の就業困難」、「妊産疾病」及び「公務上の傷病」に 掲げる場合を除く。)	一の年度において庁長が別に定める期間
骨髄等ドナー	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行う場合、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
妊産婦の健康 診査及び保健 指導	妊産婦である会計年度任用職員が、庁長の定めるところにより、母子保健法第 10 条に定める保健指導又は同法第 13 条に定める健康診査を受ける場合	1 日の勤務時間等の範囲内で必要と認められ る時間
妊娠中の通勤 緩和	妊娠中の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機 関の混雑の程度により母体又は胎児の健康保持に影響 があると認められる場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき 1 日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞ れ必要とされる時間

備考 一般職の非常勤職員が、この規程の施行の日前から引き続いて育児時間(労働基準法第 67 条に定める「育児時間」をいう。)の休暇を取得している場合は、表中の保育時間の項に掲げる「生後1年に達しない子」を「生後満1歳9カ月に達しない子」と読み替えるものとする。

第1号様式(第3条関係)

会計年度任用職員 任用通知書

氏名							
職名							
勤務所属							
把副体	月額 · 日額 · 時間額 円						
報酬等	その他の報酬等については別紙のとおり						
任期	年 月 日 から 年 月 日まで						
	1月につき 日勤務(1日の勤務時間は 時間 分勤務)を基本とする。						
勤務条件等	(又は、1日につき 時間 分勤務を基本とする。)						
	その他の勤務条件等については別紙のとおり						
その他の任	任期が満了又は死亡の際は、別に発令することなく退職する。						
用条件							

地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 17 条及び第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般職非常勤である会計年度任用職員として、上記のとおり任用が決定されたから通知する。

年 月 日

任命権者

三重県企業庁長

(EII)

備考

- 1 職又は業務により加筆又は削除が必要な事項は修正の上、通知することができる。
- 2 「報酬等」及び「勤務条件等」は、第3条第6項に定める必要な事項を記載した別紙による書面を交付 しなければならない。

告 示

三重県告示第 167 号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、二級河川外城田川水系相合川左岸堤防と農道宮-82号線との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。 令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 河川の名称
 - 二級河川外城田川水系相合川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
 - 二級河川外城田川水系相合川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
 - 三重県度会郡玉城町長更808番1~4、809番2及び810番3地内
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
 - 農道管理者 玉城町長 辻村 修一
 - 三重県度会郡玉城町田丸 114-2
- 5 管理の内容
 - 道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕
- 6 管理の期間
 - 令和2年3月10日から道路の存続する日まで

三重県告示第 168 号

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により、三重県流域下水道普及啓発施設に係る使用料の徴収事務を次のとおり委託します。

なお、地方自治法施行令第 158 条第 1 項による使用料の徴収事務の委託 (平成 23 年三重県告示第 202 号) は、令和 2 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 徵収事務委託先

株式会社トラスト川越営業所 三重郡川越町大字亀崎新田9番地30

2 委託の開始

令和2年4月1日

内水面告示

三重県内水面漁場管理委員会告示第1号

第五種共同漁業権に係る令和2年度目標増殖量を次のとおり定めました。

令和2年3月24日

三重県内水面漁場管理委員会会長 平 野 金 人

令和2年度目標増殖量

(単位: kg)

					魚	種			
漁業権番号	漁業協同組合名	あゆ	あまご	にじます	おいかわ	7	ふな	うなぎ	もくず がに
三重内共 第1号	桑員河川	640	30	420	1か所	30	30		

									l	
"	第3号	雲 出 川	590	100						
"	第4号	中 村 川	140	20	10	1 か所				
"	第5号	阪 内 川	70	30						
"	第6号	伊 賀 川	690	480	30	1か所	180	60		
"	第8号	名 張 川	910	50	20	1か所	20			
"	第9号	青蓮寺川香落	210	40	20		30			
"	第 10 号	長瀬太郎生川	380	150		1か所				
"	第11号	櫛田川第一	120							
"	第 12 号	櫛田川河川	670							
"	第 13 号	香 肌 峡	540							
"	第 14 号	櫛田川上流	350	390						
"	第 15 号	宮 川	420	40		1か所	10		20	
"	第 16 号	宮 川 上 流	870	200	10	1か所	20	10	10	
"	第 17 号	大 内 山 川	760	40					10	2,390尾
"	第 18 号	赤 羽 川	80							
"	第 19 号	銚 子 川	80	10						
"	第 20 号	銚 子 川	290	30						
"	第 21 号	大又川飛鳥五郷	350							

- ※ おいかわの「か所」については、産卵場造成又は保全の数とします。
- ※ 「こい」については、令和元年 6 月 25 日付け三重県内水面漁場管理委員会告示第 1 号により放流等が制限 されています。
 - (注) 各魚種の標準的な種苗サイズを下記のとおりとします。

あゆ 1尾当たりの重量 $3\sim10\,\mathrm{g}$ あまご・にじます " $3\sim50\,\mathrm{g}$ おいかわ " $1\sim10\,\mathrm{g}$ こい・ふな " $5\sim50\,\mathrm{g}$ うなぎ " $10\sim50\,\mathrm{g}$

公 告

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第57条第1項の規定により、同法第7条第1項及び第11条第1項の水質に関する検査の業務を行う者として、次のとおり指定検査機関を指定しました。

令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名
 - 一般財団法人三重県水質検査センター

津市栄町三丁目 119 番地

理事長 松林 万行

- 2 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間
- (1) 地域

三重県全域

(2) 期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

- 3 検査の手数料
- (1) 浄化槽法第7条第1項に規定する検査の手数料

20 人槽以下	21 人槽以上 100 人槽以下	101 人槽以上 300 人槽以下	301 人槽以上 500 人槽以下	501 人槽以上
---------	---------------------	----------------------	----------------------	----------

L					
	8,000円	12,000 円	18,000円	20,000 円	25,000 円

(2) 浄化槽法第11条第1項に規定する検査の手数料

区分	20 人槽以下	21 人槽以上 100 人槽以下	101 人槽以上 300 人槽以下	301 人槽以上 500 人槽以下	501 人槽以上
単独処理及び 合併処理	令和3年3月 31日まで 3,800円 令和3年4月 1日から 4,100円	8, 000 円	14,000円	16, 000 円	22, 000 円

- 4 指定年月日及び検査業務の開始予定年月日
- (1) 指定年月日

令和2年3月24日

(2) 検査業務の開始予定年月日

令和2年4月1日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、機殿下土地改良区から申請のありました土地改良事業(機殿下土地改良区維持管理事業)の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - 土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間

令和2年3月25日から同年4月21日まで

3 縦覧の場所

松阪市役所産業文化部農村整備課(松阪市殿町 1340 番地 1)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業(農業 生産法人等育成型)稲生地区の換地処分を行いました。

令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 敬

河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 16 条の 2 第 1 項の規定により河川整備計画(変更)を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 河川整備計画(変更)を定めた河川名
 - 一級河川宮川水系(指定区間)
- 2 縦覧場所
 - 三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県伊勢建設事務所

土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) 第 29 条第 1 項の規定により、鈴鹿 P A スマート I C 周辺土地区画整理組合から次のとおり理事の就任の届出がありました。

令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 敬

就任理事

住田 弘重

上田正光鈴鹿市山本町 1578 番地の 5株式会社沖植物園沖 俊成" " 210 番地の 9伊藤操 " " 208 番地の 1上田克敏" " 1486 番地小粥吉美四日市市水沢野田町 750 番地 2杉村秋治鈴鹿市椿一宮町 2951 番地

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可しました。

〃 山本町 1594 番地

令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 組合の名称及び事務所の所在地

鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理組合

鈴鹿市三日市3丁目20番31号鎌田ビル2-C

2 事業施行期間

令和2年1月24日から令和5年3月31日まで

3 施行地区

鈴鹿市山本町字折子、字北今辻、字ダズ林野、字茱萸木沢及び字新林の各一部並びに大久保町字折子及び字 地蔵久保の各一部

4 設立認可の年月日

令和2年1月24日

5 変更認可の年月日

令和2年3月24日

土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号) 第 39 条第 1 項の規定により、多度町小山土地区画整理組合の事業 計画の変更を次のとおり認可しました。

令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 組合の名称及び事務所の所在地

多度町小山土地区画整理組合

桑名市多度町多度1丁目1番地1

2 事業施行期間

平成12年6月20日から令和3年3月31日まで

3 施行地区

桑名市多度町小山字西塚原、字東塚原、字西谷通、字東谷通、字貝殻谷、字中之谷及び字大谷の各一部並び に多度字祢宜谷の一部

4 設立認可の年月日

平成 12 年 6 月 20 日

5 変更の内容

事業施行期間について、「平成12年6月20日から平成32年3月31日まで」を「平成12年6月20日から 令和3年3月31日まで」に変更

6 変更認可の年月日

令和2年3月24日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 津都市計画道路
 - 3・4・21 号雲出野田線
 - 3·4·74 号半田久居線
- 2 縦覧場所
 - 三重県県土整備部都市政策課

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年3月24日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 津都市計画公園
 - 4·4·3 号津球場公園
- 2 縦覧場所
 - 三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重 県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和2年3月24日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- 1 入札に付する事項
- (1) 委託業務名
 - 三重県立学校LAN構築業務委託
- (2) 業務委託の特質等

業務委託の特質等に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月22日(月)まで

(4) 履行場所(納入場所)

調達説明書(仕様書)で指定するとおりとします。

- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる 者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和2年4月16日(木)14時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班(担当:辻井·稲濱)

電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

- (2) 契約条項を示す場所
 - (1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和2年5月7日(木)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和2年4月23日(木)までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年5月7日(木)14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内 郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和2年5月7日(木)14時

なお、入札書は令和 2 年 4 月 27 日 (月) から同年 5 月 7 日 (木) 14 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班(担当:辻井・稲濱)

案件名 三重県立学校 LAN構築業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和2年5月7日(木)14時30分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。) 第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の 規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オー入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理 手続(平成 26 年三重県告示第 292 号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総 務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳 正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

The construction request of LAN in Mie Prefectural schools.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, May 7, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, April 27, 2020 and 2:00 P.M. on Thursday, May 7, 2020.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, May 7, 2020.

(4) Managing Authority:

Senior High School Education Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-3002

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重 県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和2年3月24日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品及び数量

学習用情報端末 5,240 台

(2) 業務委託の特質等

業務委託の特質等に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和3年3月22日(月)まで

(4) 納入場所

調達説明書(仕様書)で指定するとおりとします。

- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる 者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 2 年 4 月 16 日 (木) 14 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1) の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班(担当: 辻井・稲濱)

電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

- (2) 契約条項を示す場所
 - (1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和2年5月7日(木)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和2年4月23日(木)までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年5月7日(木)14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内 郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和2年5月7日(木)14時

なお、入札書は令和 2 年 4 月 27 日 (月) から同年 5 月 7 日 (木) 14 時までの間に到着するように郵送 してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班(担当:辻井・稲濱)

案件名 三重県立高等学校における学習用情報端末の購入

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和2年5月7日(木)14時30分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県

規則第 69 号。以下「規則」といいます。) 第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則 第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、 契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の 規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理 手続(平成 26 年三重県告示第 292 号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総 務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳 正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Purchase of information terminals for learning in Mie Prefectural high schools.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, May 7, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between

Monday, April 27, 2020 and 2:00 P.M. on Thursday, May 7, 2020.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, May 7, 2020.

(4) Managing Authority:

Senior High School Education Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3002

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重 県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和2年3月24日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

電子黒板機能付きプロジェクター及びスイッチボックス 各 1,523 台

(2) 業務委託の特質等

業務委託の特質等に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和3年3月22日(月)まで

(4) 納入場所

調達説明書(仕様書)で指定するとおりとします。

- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる 者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 2 年 4 月 16 日 (木) 14 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1) の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2) 及び(3) の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6

月以内に発行したものです。) の写し(提示可)

- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班(担当:辻井・稲濱)

電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

- (2) 契約条項を示す場所
 - (1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和2年5月7日(木)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和2年4月23日(木)までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年5月7日(木)14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内 郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和2年5月7日(木)14時

なお、入札書は令和 2 年 4 月 27 日 (月) から同年 5 月 7 日 (木) 14 時までの間に到着するように郵送 してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班(担当:辻井・稲濱)

案件名 三重県立学校における電子黒板機能付きプロジェクターの整備

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和2年5月7日(木)14時30分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課 高校教育班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札

参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の 規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理 手続(平成 26 年三重県告示第 292 号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総 務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳 正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Provision of projectors with electronic blackboard function for Mie Prefectural high schools and special-needs schools.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, May 7, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, April 27, 2020 and 2:00 P.M. on Thursday, May 7, 2020.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, May 7, 2020.

(4) Managing Authority:

Senior High School Education Division, Mie Prefectural Board of Education 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan TEL:059-224-3002

発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/